

よくあるお問い合わせについて

Q 交付を受けるまでにどのくらい時間がかかりますか

A

申請書が健保に到着後2～3営業日で発行します。その後返信用封筒または会社経由で送付します。
※郵便局の配送状況によっては返信用封筒(普通郵便)での送付の場合は到着までには1週間以上かかる場合があります。
返信用封筒がない場合は会社経由での交付となるため、さらに時間を要します。

Q 非課税世帯かどうか教えてほしい

A

健保ではわかりかねます。お住いの自治体へ問い合わせください。
※健保から自治体へ問い合わせることはできません。

Q 同じ月で限度額適用認定証を複数の医療機関で使った場合はどうなりますか

A

別途、高額療養費支給申請書を提出ください。審査の結果差額分が発生すれば返戻となります。

Q 医療機関でオンライン資格確認を使用したけど、限度額適用認定証の申請は必要ですか

A

オンライン資格確認を使用した場合は限度額適用認定証の申請は不要です。
※非課税世帯の方の場合は、標準負担額減額認定申請書と非課税証明書(原本)の提出が必要です。

Q 限度額適用認定証の発行月を遡って交付を受けることはできますか

A

原則できません。限度額適用認定証(または標準負担額減額認定証)は、申請書が健保に到着した月の1日より発行となります。そのため適用にならない場合は別途高額療養費支給申請書を提出ください。

Q 区分を教えてください

A

区分(自己負担限度額)の回答はできません。標準報酬月額により区分が決まります。標準報酬月額の計算方法は健康保険料月額÷0.0465または健康保険料の控除月額の金額と保険料月額表を照らし合わせてご確認ください。

Q 自己負担限度額はどうやって確認すればいいですか

A

限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)に印字される適用区分または標準報酬月額と次ページの表を照らし合わせてご確認ください。

限度証区分一覧表

医療費の自己負担限度額(1か月あたり) 令和8年8月～令和9年7月

○70歳未満 令和8年8月～令和9年7月

限度額証に印字される適用区分	被保険者の所得区分	自己負担限度額 【多数該当の金額】
ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【140,100円】
イ	標準報酬月額 53万～79万円	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【93,000円】
ウ	標準報酬月額 28万～50万円	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【44,400円】
エ	標準報酬月額 26万円以下	61,500円【44,400円】
オ	低所得者 (非課税者)	36,900円【24,600円】

○70～74歳の方(高齢受給者)

限度額証に印字される適用区分	被保険者の所得区分	自己負担限度額 【多数該当の金額】	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
限度額証は申請不要です。 (発行されません)	標準報酬月額 83万円以上※	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【140,100円】	
現役並みⅡ	標準報酬月額 53万円以上83万円未満	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【93,000円】	
現役並みⅠ	標準報酬月額 28万円以上53万円未満	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【44,400円】	
限度額証は申請不要です (発行されません)	標準報酬月額 26万円以下※	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円
Ⅱ	低所得者 (住民税非課税者)	11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円
Ⅰ	低所得者 (住民税非課税者)で年金 収入80万円以下等	8,000円	15,700円

※ 資格確認書と高齢受給者証を医療機関に提示することで、自己負担限度額までの支払となります

○療養を受けた月以前の1年間(12ヵ月)に、同一世帯(※ここでの世帯とは当組合に加入している被保険者とその被扶養者)で3ヵ月以上高額療養費の支給を受けた場合は、4ヵ月目からは【多数該当の金額】となり、自己負担限度額が軽減されます。
(限度額適用認定証等を使用し、高額療養費を現物給付で受けた月も回数に含まれます。)
また、高額療養費の該当月は連続している必要はありません。

○標準報酬月額の計算方法は健康保険料月額÷0.0465となります。